

町政をただす

おおかわ きよみつ
大川 清光 議員



問 土砂災害警戒区域の防災対策について

答 県から保安林指定を解除したうえで、新たに急傾斜地崩壊危険区域として対策を図るとの報告を受けた



問 大川議員

北金ヶ沢地区をはじめ、町内に点在する土砂災害警戒区域では、大地震が発生した場合、地滑りや土石流による被害も考えられる。また近年、短時間大雨情報が発表されることもあり、大雨による土砂災害も危惧されることから、住民の生命、財産を守るため、指定されている土砂災害警戒区域の調査をし、危険箇所については早急に工事等、しかるべき対策をとるべきと思うが、町の考えを伺いたい。

答 町長

深浦町には土砂災害ハザードマップのとおり、多くの土砂災害警戒区域が点在し、令和2年度末現在で210箇所が指定されている。

また、この指定は、土砂災害防止法に基づかれ、危険の周知、警戒避難体制の整備等の「ソフト対策」を推進しようとするもので、施設整備などの「ハード対策」は、ほかの法令に基づき行われる。

北金ヶ沢地区は、土砂災害特別警戒区域によるソフト対策と保安林「落石防止保安林」



▲落石防止保安林（北金ヶ沢地区）

によるハード対策が二重に指定された区域で、先般、このことを踏まえ青森県と協議したところ、保安林は、巨木化して崩落が懸念される急傾斜地にあり、住民に危害を及ぼすおそれがあるため、保安林指定を解除したうえで、新たに急傾斜地崩壊危険区域として対策を図るとの報告を受けた。

北金ヶ沢地区の防災対策については、一刻も早く住民が安心できるよう、関係機関に対して早急な事業実施を働きかけていく。